



2022年2月28日

各 位

会 社 名 バルミューダ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 寺尾 玄
(コード：6612 東証マザーズ)
問 い 合 せ 先 取締役管理部長 佐藤 雅史
(TEL 050-3733-9206)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年3月23日開催予定の第19期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することとしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の目的

- (1) 取締役会の監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの一層の充実という観点から、社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社へ移行するため、定款に所要の変更をします。
- (2) 遠隔地の株主様等、多くの株主様が株主総会へ出席しやすく、株主総会の活性化、効率化、円滑化にもつながら株主様の利益に貢献すべく、完全電子化による株主総会（いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）を開催できるよう、定款の一部を変更します。（変更案第11条第2項）。なお、本変更案第11条第2項の効力発生は、経済産業大臣及び法務大臣の確認が条件となります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるよう、定款の一部を変更します。（変更案第14条）。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けます。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けます。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下、「現行定款・変更案対照表」のとおりです。

現行定款・変更案対照表

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">1. 取締役会 (新設)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2. 監査役</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>3. 監査役会</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>4. 会計監査人</u></p> <p>第5条～第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 (条文省略) (新設)</p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む)に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行通り)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">1. 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2. 監査等委員会</u> (削除)</p> <p style="padding-left: 2em;">(削除)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>3. 会計監査人</u></p> <p>第5条～第10条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 (現行通り)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第12条～第13条 (現行通り)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 15 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="margin-left: 2em;">2 (条文省略)</p> <p style="margin-left: 2em;">3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p style="margin-left: 2em;">2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p>	<p>第 15 条～第 17 条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、10 名以内とする。</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって</u>選任する。</p> <p style="margin-left: 2em;">2 (現行通り)</p> <p style="margin-left: 2em;">3 (現行通り)</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役<u>(監査等委員である者を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該予選に係る株主総会決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p style="margin-left: 2em;">2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 22 条 (現行通り)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 25 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 27 条 (現行通り)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 29 条 <u>当会社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 30 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第 29 条 (現行通り)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p><u>第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第 35 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 36 条 監査役に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 32 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 33 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>第 39 条～第 40 条 (条文省略)</p>	<p>第 35 条～第 36 条 (現行通り)</p>
<p>(報酬等)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て決定する。</p>	<p>第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て決定する。</p>

現行定款	変更案
<p>第7章 計算 第42条～第46条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第7章 計算 第38条～第42条 (現行通り)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1. 当社は、取締役会の決議をもって、第19期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。</p> <p>2. 第19期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前定款第38条第2項に定めるところによる。</p> <p>第2条 (電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>1. 定款第14条の削除及び新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日： 2022年3月23日(予定)

(2) 定款の効力発生日

①定款変更(変更案第11条第2項の新設並びに現行定款第14条の削除及び変更案第14条の新設を除く。)効力発生日

2022年3月23日(予定)

②変更案第11条第2項の新設の効力発生日

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨を定款で定めるための要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日

③現行定款第14条の削除及び変更案第14条の新設の効力発生日

2. 変更の内容「現行定款・変更案対照表」の変更案附則第2条(電子提供措置等に関する経過措置)に記載のとおり

以上